

市内でマンション管理計画認定制度に該当する建物数（中学校区別）

マンションは、建築基準法において共同住宅に該当することになりますが、これまで市内に建築された共同住宅は、約400件の存在を確認しております。

現在、国から当該制度に該当する共同住宅の定義及び、詳細な条件等が示されていないため、該当建物数をお示しすることが出来ません。

なお、国土交通省において、令和3年11月下旬から12月中旬に当該制度等に係る説明会が予定されており、どのような共同住宅が当該制度に該当するのか等、確認、情報収集してまいります。